

R7 六ツ美中部学区地域内交通「チョイソコおかざき」運行計画について

1 はじめに

令和6年4月1日から本格運行に移行した「チョイソコおかざき」の次年度の運行について、今年度の運行状況などを確認し、一部内容を変更した **R7 六ツ美中部学区地域内交通「チョイソコおかざき」運行計画を地域協議会である六ツ美中部学区エリアバス運営協議会にて作成したため、岡崎市地域公共交通会議において協議する。**

(1) 協議事項	R7 六ツ美中部学区地域内交通「チョイソコおかざき」運行計画（案）について
(2) 期間	令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
(3) 概要	第4回岡崎市地域公共交通会議での意見をもとにR7 六ツ美中部学区地域内交通「チョイソコおかざき」運行計画（案）（※1）の作成を行った。
(4) 協議状況	令和6年12月27日 第4回岡崎市地域公共交通会議（※2） 令和7年1月17日 令和6年度第5回六ツ美中部学区エリアバス運営協議会 令和7年2月19日 第5回岡崎市地域公共交通会議 【本日】

※1 詳細は資料2-2 R7 六ツ美中部学区地域内交通「チョイソコおかざき」運行計画（案）より

※2 詳細は資料1-3 “六ツ美中部学区地域内交通運行計画” 及び “「矢作デマンド」実証実験第3期運行計画” の策定方針についてより

【参考】第4回岡崎市地域公共交通会議にて承認された「チョイソコおかざき」の現状の評価と今後の方針

- 乗合率及び収支率については基準に達しているものの、稼働率についてはわずかに達しておらず、今後の気候状況などの影響により50%に達することができない可能性がある。
- 時間別では12時台、13時台の稼働率が低く、**特に稼働率の低い13時台については医療機関が休診となることから必要性の確認が必要。**
- チョイソコおかざきの生活エリア内の運賃（200円）が生活エリア内を運行する路線バスの運賃（最大260円）を下回っており運賃の是正が必要。**サービス水準に合わせた運賃体系にするためには、最低限バス以上の運賃設定とする必要がある。**

2 次年度の六ツ美中部学区地域内交通「チョイソコおかざき」運行計画について

【1】令和6年度からの変更点について

	変更後 (R7.4～R8.3)	現況 (R6.4～R7.3)
運行時間	9:00～13:00	9:00～14:00
予約方法	電話予約（月～金） 8:30～13:00 インターネット予約 24時間対応	電話予約（月～金）8:30～14:00 インターネット予約 24時間対応

※参考 13時台の利用状況【R6.4～R6.9実績】

	乗車場所	利用回数		降車場所	利用回数
1	100_ふれあいドーム	50	1	360_上青野中屋敷	24
2	364_下合歓木町新田ごみステ	14	2	387_下三ツ木町薬師	19
3	1_エルエルタウン	11	3	394_みさかはし西	12
4	200_スギ薬局土井店	3	4	104_南部福祉センターバス停前	8
5	401_土井住宅北	2	5	100_ふれあいドーム	6

- 13時台の乗車場所の大半はふれあいドーム（買物利用）が占め、医療機関はごく少数であり、午前の時間帯で同様の目的を達成することができると判断できる。

【2】路線概要（運行計画（案）より抜粋）

(1)目的	六ツ美中部学区における「日常生活の移動手段の確保」及び「お出かけ機会の創出による健康増進」
(2)運行日時	月～金
(3)運行時間	9:00～13:00
(4)送迎対象	会員登録した者及びその同乗者
(5)会員条件	六ツ美中部小学校学区在住者及び在勤、在学その他定期的に運行エリアへ来街される方で12歳（中学生）以上の者
(6)営業区域	・生活エリア ・お出かけエリア
(7)運賃	生活エリア内の移動：1乗車 200 円/お出かけエリアへの移動：1乗車 400 円 回数券：200 円券 12 枚綴り 2,000 円
(8)停留所	住宅地停留所 46 箇所/公共施設停留所 12 箇所/事業者停留所 39 箇所
(9)移動ルール	停留所間の移動のみ可能とする。 生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス停留所 300m 圏域内どうしの移動は禁止とする。 お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。
(10)予約方法	電話予約（月～金）8:30～13:00 インターネット予約 24 時間対応
(11)運行車両 （乗合事業 申請車両）	常用車両 1 台 予備車両 48 台 車種：普通車（利用者定員：4 名）
(12)事業主体	岡崎市及び株式会社アイシン
(13)運行事業者	岡陸タクシー株式会社

- 運賃の是正については、必要性を共有したうえで、調整期間が短いことや利用者負担以外で補填する方法などの検討をするために、一旦据え置きとする。

3 今後について

- ・運行事業者より一般乗合旅客自動車運送事業の申請及び許可を行う。
- ・変更点については、地域、行政、事業者等で連携して周知を行うものとする。

